

仙台市の都市計画に関する基本的な方針の策定について

仙台市の都市計画に関する基本的な方針の策定について

本市の都市計画に関する基本的な方針について次のとおり諮問する。

別冊「仙台市都市計画マスタープラン地域別構想 都心地区・泉中央地区・長町地区（案）」

理 由

本市では、都市計画法第 18 条の 2 の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「仙台市都市計画マスタープラン～ 都市計画に関する基本的な方針 2021 - 2030 ～」を令和 3 年 3 月に策定しています。これと合わせて、都市計画に関する基本的な方針に位置付ける「仙台市都市計画マスタープラン地域別構想 都心地区・泉中央地区・長町地区」を策定するにあたり、その内容について諮問するもの。

